

表彰規程運用細則

	社団法人	日本鍛造協会
制定	平成18年	1月20日
改定	平成20年	7月18日
	一般社団法人	日本鍛造協会
制定	平成24年	9月5日
改定	平成27年	5月11日
改定	平成28年	9月7日
改定	令和2年	6月30日

第1節 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本鍛造協会（以下、当協会という）の表彰規程第11条に基づいて制定するもので、同規程の施行について必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(表彰の種別)

第2条 当協会が施行する表彰は表彰規程第2条の範囲内において次の7種とする。

- (1) 業界功労者表彰
- (2) 技術・技能優秀者表彰
- (3) 優良従業員表彰
- (4) 無災害記録達成表彰
- (5) 安全衛生事業貢献表彰
- (6) 人材育成事業貢献表彰
- (7) 環境保全優良企業表彰

(会員企業の定義)

第3条 この規則における会員企業とは当協会の正会員である企業、賛助会員である企業及び正会員である団体会員の傘下にあるその団体の正会員企業をいう。

(被表彰資格)

第4条 表彰を受ける者は、表彰式典当日において当協会の会員又は会員企業に在籍する者でなければならない。

- 2 前項の規程に関わらず、第2条第1号については表彰式当日において会員企業を退社し、又は故人となった者を表彰することを妨げない。

(重複表彰の禁止)

第5条 すでに表彰を受けた者又は会員企業は第2条各号について、同一種の表彰を再び受けることはない。

(表彰の取消)

第6条 被表彰者において表彰の趣旨に反する行為があったとき、又は表彰申請に際し虚偽の申告があったときは、会長は総合企画委員会に諮り表彰を取り消すことができる。

第2節 業界功労者表彰

(定義)

第7条 当協会の運営に多大の功績があり、もって鍛造業界の発展に寄与したと認められる者を業界功労者として表彰する。

(条件)

第8条 業界功労者表彰は次の各号の一つに該当する者を対象とし、総合企画委員会が審査し決定する。ただし、第3号及び第4号については各常設委員会が総合企画委員会へ推薦することを妨げない。

- (1) 当協会の会長又は副会長を1期2年以上精勤した後に退任した者
- (2) 当協会の理事を2期4年以上務めた後に退任した者であって、在任期間中の理事会への出席率が三分の二に達している者
- (3) 当協会の常設委員会の委員長又は委員を10年以上務め、在任期間中の当該委員会への出席率が三分の二に達している者
- (4) 会員、非会員に関わらず企業、団体又は個人であって、当協会の運営、事業、企画等に貢献し多大の功績があり、もって当協会の発展に寄与した者

(表彰の制限)

第9条 同一人物が前条第1号乃至第3号に二つ以上重複して該当するときは、その表彰は一つとする。

第3節 技術・技能優秀者表彰

(定義)

第10条 優れた研究開発、発明考案があり、その功績が個人又は企業内に止まらず、鍛造業の技術の進歩・向上に著しく貢献したと認められるとき、その開発者を表彰する。
2 前項の功績が複数名によるものである場合、その表彰は一つとする。

(推薦)

第11条 前条の対象者は会員からの申請にもとづき、技術研究委員会が審議して、総合企画委員会へ推薦する。

(重複表彰禁止の例外)

第12条 本節の表彰については、表彰の対象となる技術・技能の内容が全く別個のものと判断される場合に限り、第5条の規程の例外として、同一人を2回以上表彰することができる。

第4節 優良従業員表彰

(定義)

第13条 会員企業の従業員で永年にわたり精勤し、常に業務改善に努め、後進の指導に当たり人格に優れ、もって他の範となりうる者を表彰する。

(推薦)

第14条 前条の対象者は会員からの申請にもとづき、研修教育委員会が審議して、総合企画委員会へ推薦する。

2 正会員である団体会員が傘下にある正会員企業に属する者を推薦するときはその団体会員の長は前項の趣旨に照らして、多人数にならないよう調整しなければならない。

(申請の条件)

第15条 本節の表彰を受けるべく申請する従業員は勤続20年以上であって、社内において他と比べ特に優秀さが顕著な者とする。

2 申請できる人数は、会員企業にあっては1社3人を限度とする。

3 申請するも研修教育委員会の審議の結果、推薦されなかった者を翌年以降に再申請することを妨げない。

4 申請する従業員は鍛造及び鍛造関連業務に従事する者とするが、鍛造専門の会員企業にあっては一般事務職も鍛造関連業務とみなす。

第5節 無災害記録達成企業表彰

(定義)

第16条 会員企業が連続して10年間無災害であったときに、これを無災害記録達成企業として表彰する。

2 前項の表彰後、更に無災害を継続している限りにおいて、5年毎に無災害記録達成企業として表彰する。この場合、前項の表彰又はその後5年毎の表彰を申請したか否かを問わない。

3 第1項の表彰を受けた後、連続無災害記録が途絶えた場合は、再び10年間無災害であっても第5条の規程により表彰されることはないが、前項については前に表彰された期間より長い場合は表彰することを妨げない。

(推 薦)

第17条 前条の対象となりうる会員企業は安全衛生委員会に申請し、安全衛生委員会は審議して、総合企画委員会へ推薦する。

(条 件)

第18条 本節における無災害とは会員企業の事業場の内外を問わず、業務上の休業災害、死亡災害又は身体に障害が残る災害が全く無いことをいう。

2 前項の対象となる者は会員企業内における地位、処遇及び雇用形態を問わない。

3 災害の発生は休業日、残業時間等の全てを含み、日及び時刻を問わない。

第6節 安全衛生事業貢献表彰

(定 義)

第19条 当協会が実施する安全衛生作品募集事業に毎年積極的に参画し、安全衛生についての意識の高揚を計り、もって労働災害の低減に寄与した会員企業を安全衛生事業貢献企業として表彰する。

(推 薦)

第20条 前条の対象企業は安全衛生委員会が審議して総合企画委員会へ推薦する。

(対象基準)

第21条 安全衛生委員会は当協会が毎年募集する安全衛生作品の入選者個人に対し、証書と記念品を授与することとは別に、入選作品の1等(1件)は3点、2等(2件)は2点、3等(3件)は1点、佳作(10件)は0.5点として会員企業毎の貢献度を算出し、3年連続して得点があり、かつ3年間の合計が3.5点以上となる会員企業を表彰の対象とする。ただし、表彰対象企業における労働災害発生及び安全衛生管理の状況等を勘案すること。

2 第19条の表彰後、3年以上経過して再び前項の条件を満たしたときは、第5条の規程に関わらず、再び表彰することを妨げず、以後も同様とする。

第7節 人材育成事業貢献表彰

(定 義)

第22条 当協会が実施する人材育成事業に多大な関心を示し、従業員を積極的に参加させる等、もって鍛造業界の人材育成に寄与した会員企業を人材育成事業貢献企業として表彰する。

(推 薦)

第23条 前条の対象企業は研修教育委員会が審議して総合企画委員会へ推薦する。

(対象基準)

- 第24条 研修教育委員会は鍛造技術通信講座、実践型人材養成コース、鍛造マネージャー育成塾コースを修了した者の状況を会員企業毎に把握して、毎年いずれかのコースで修了者を出しており、それが継続して5年間にわたる会員企業を対象とする。
- 2 第22条の表彰後、途絶えることなく引き続き3年連続して修了者を出した会員企業は、第5条の規程に関わらず、再び表彰することを妨げず、以後も同様とする。
 - 3 第1項の基準を満たして表彰された後、修了者を出さない年があった場合は再び第1項の基準を満たしても、第5条の規程により表彰されることはないが、前項については前に表彰された年数より長い場合は、これを表彰することを妨げない。

第8節 環境保全優良企業表彰

(定 義)

第25条 環境に優しい鍛造業の実現を目指し、循環型社会構築及び地球温暖化防止対策等をさらに推進するため、環境対策の取り組みに顕著な功績があった会員企業を表彰する。

(推 薦)

第26条 前条の対象となりうる会員企業は安全衛生環境委員会に申請し、安全衛生環境委員会は審議して総合企画委員会へ推薦する。

(対象及び基準)

第27条 表彰の対象及び基準は次のとおりとする。ただし、過去5年間、環境保全に支障を及ぼす事故及び法令違反がないこと。

(1) 省エネ部門

- ・CO2 排出原単位が、毎年1%ずつ3年間継続して減少している。(各年において、過去5年の平均値との比較した率)

(2) 環境保全部門

- ・環境保全、美化、地域活動や環境リスク低減対策等、環境対策の取り組み等に顕著な功績をあげた。

- 2 前項の各号のいずれかに該当して表彰を受けた会員企業は、第5条の規程に関わらず、翌年度以降にも、別の各号に該当して再び表彰を受けることができる。
- 3 同一年度において、前項の複数個の各号に該当して表彰を受けることができる。
- 4 第27条1項の表彰後、5年以上経過して再び前項の条件を満たしたときは、第5条の規程に関わらず、同一の号にて再び表彰することを妨げず。以後も同様とする。

第9節 雑 則

(資料の管理及び報告)

第28条 常勤の業務執行理事は第2条第1号、第5号及び第6号の表彰対象の基準となるデータを常に整備し、総合企画委員会又は各常設委員会の求めに応じて提出するものとする。

2 前項の求めがない場合においても、表彰対象基準を満足した個人又は会員企業があるときは、常勤の業務執行理事は推薦母体となる常設委員会に報告するものとする。

(事務局職員の表彰)

第29条 事務局職員の表彰は、本細則第8条第4号に準拠するものとして、常勤の業務執行理事が総合企画委員会へ推薦し、総合企画委員会が審議決定する。

(改 廃)

第30条 この細則の改廃は、業務執行理事が起案し、会長・副会長が審議決定した後、理事会の承認を得て行う。

附 則

この細則は、平成24年 9月 5日から施行する。